

特別支援学校「城浜高等学園」開校準備委員会設置要綱

(委員会の設置)

第1条 軽度又は中度の知的障がいのある生徒等を対象にして、卒業後に主に福祉的就労を目指す特別支援学校「城浜高等学園」(以下「新設校」という。)の開校準備を円滑に推進するため、特別支援学校「城浜高等学園」開校準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- (1) 校名、校章、校歌などの開校準備に関すること
- (2) 学校指定品の選定に関すること
- (3) その他、開校準備に関すること

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる9人以内の委員をもって構成し、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治協議会代表
- (3) 保護者代表
- (4) 教育関係者
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会指導部特別支援学校開校準備等担当に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。